資料３

開成町行政改革取組項目（案）

【令和４年度】

令和４年３月

区分	視点	番号	所属	取組項目	取組背景・目的	取組内容	達成指標	実施計画	実施結果						効果額（千円）		成果	備考
									19	20	21	22	23	24	合計額	内訳		
	1-1	1	総務	定員管理計画に基づいた職員数の確保	地域主権改革や権限移譲に伴い、業務量が増大している現状があり、業務量に見合う職員数を確保する必要がある。	定年年齢の引上げを踏まえつつ、真に必要な職員数を定めた定員管理計画を策定し、年度ごとの目標職員数を達成するよう努める。	定員管理計画に基づく年度ごとの目標職員数 （R4.4.1時点130人）	目標職員数の確保のための職員採用の実施 （令和4年度は上半期に定年年齢の引上げに伴う関係条例の整備を行う。）	A	C								
	1-1	2	総務	職員研修の重点化	窓口サービスの向上、働き方・仕事の進め方の見直し等の諸課題に対応できる人材を育成するため、職員個人の資質の向上はもちろんのこと、組織力（チーム力）の向上とそのための意識改革を促す必要がある。	新型コロナウイルス感染症の感染状況などを見極めながら、庁内研修・派遣研修・ウェビナーのそれぞれの利点を生かし、「接遇力の向上」と「組織力の向上」に取り組む。	【接遇力の向上】 覆面診断の評点（次回R5実施） 80ポイント以上	【接遇力の向上】 ・接遇研修（派遣）の実施 ・接遇指導員養成研修（庁内）の実施 【組織力の向上】 ・若年層職員向け研修（庁内）の継続実施 ・指導の受け方研修（庁内）の実施 ・部制廃止を踏まえた管理職層のマネジメント能力及び人材育成能力の向上のための研修の実施 ・専門知識取得のためのウェビナーの活用	C	C								
	1-3	3	学校	園・学校施設維持管理の推進	園・学校施設の修繕等については、故障や不具合が発生した都度対応している現状だが、事前に施設、備品等の状況を把握したうえで、計画的に施設を維持していく必要がある。園舎・校舎の施設全体の改修については、公共施設等総合管理計画に包含するが、個別の修繕や備品の交換時期等を対象とした園・学校施設維持管理にかかる計画を策定する。	園・学校施設（給食備品を含む）の維持管理計画を策定し、予防保全による計画を策定し維持管理にかかる費用を平準化する。	園・学校施設維持管理計画の策定	2021：現状把握 2022：計画策定										
	1-3	4	財務	公共施設等総合管理計画等の推進・見直し等	公共施設等のあり方について、基本方針を定め施設の有効活用や適正配置、適切な維持管理といった公共施設等の総合的なマネジメントを行う。	基本方針である「公共施設等総合管理計画」及びその実行計画である「個別施設計画」を策定し施設の適切な管理を行う。計画は適宜見直すとともに、総合計画策定に併せて両計画も見直すことから、令和6年度に向けて検討を進める。	「公共施設等総合管理計画」及び「個別施設計画」の見直し及び両計画に沿った施設の適正管理	2022：計画の推進及び次期見直しに向け検討 2023：〃 2024：計画見直し		B								
	2-1③	5	環境	上下水道料金等の見直し	水道事業の健全な経営の維持や、町民の利便性の確保のため、定期的に上下水道料金等を見直す必要がある。	上下水道料金を改定（引き上げ）する（併せて給水装置開始・中止手数料を廃止）。	経営状況に応じた料金改定の実施	2022（R4）：下水道使用料改定のための条例改正 2023（R5）：下水道使用料改定の実施	B	C								※下水道運営審議会からはR3年度の改定で答申あり、新型コロナウイルスにより改定延期した。
新規	2-2	6	企画	広告料の見直し及び広報媒体以外への広告導入	町の広報印刷物や公式webサイトで広告収入を得ているが、近隣市町村と比べ金額が低い。また、その他の事業・媒体での広告掲載についても、導入を検討する必要がある。	既存の広告料が適正かを精査しつつ、広報媒体以外での有料広告の導入について検討する。	新規の広告掲載事業又は広告料の見直し 2件（～2024年度）	2022年度 ①自治体の広告料・広告収入に関する実態調査 ②広告導入に関する庁内調査 2023年度～ 広告料の見直し・広告の新規導入										

区分	視点	番号	所属	取組項目	取組背景・目的	取組内容	達成指標	実施計画	実施結果						効果額（千円）		成果	備考
									19	20	21	22	23	24	合計額	内訳		
新規	2-2	7	企画	企業版ふるさと納税を活用した地方創生の推進	企業が市町村の地方創生を応援するための寄附を行った場合、法人関係税が控除される「企業版ふるさと納税」について、令和2年度の制度改正により、控除割合が寄附額の最大9割まで引き上げられ、新たな財源や企業との協働の機会として注目されている。	企業版ふるさと納税により寄附を募り、地方創生を推進する。	企業版ふるさと納税を活用した事業 2件（～2024年度）	2022年度 ①政策形成に関する研修の実施 ②事務事業評価などのヒアリングを通じた事業の発掘 2023年度～ 寄附の募集・事業実施										
	2-3	8	税務	滞納総額の圧縮	税の公平性の確保や応益負担など行政の財源基盤の安定と財源確保に資するため継続して実施する。	①滞納強化月間を設け、夜間臨戸、休日開庁等の滞納整理を実施する。 ②毎月末に合同夜間臨戸徴収を実施する。 ③徴収対策推進会議において各税（料）の徴収目標の設定や滞納者の情報共有を行う。 ④各税（料）の滞納事案について財産調査及び滞納状況の分析等を行い、分納額の見直しや執行停止等、個々の担税力に合わせた滞納整理を実施する。 ⑤徴収をより進められるように税（料）担当課以外の職員の徴収協力など全庁的な徴収体制について検討する。	前年度に対して滞納額の圧縮を図る。 税（料）全体で、滞納調定額（現年＋滞繰）を年間2.3%削減する目標指標とする。	2022～2024：実施	C	B								
新規	3-1	9	窓口	保険給付の適切な支給	毎月、数十件にのぼる高額療養費が発生している一方、受給には対象者がその都度、申請しなければならない。なかには毎月のように高額療養費の対象となっている世帯もあり、受給者に手続きの負担を強いているため課題となっている。	システムを活用し実務を見直すことで高額療養費の自動償還（初回の申請手続き以後の高額療養費は、申請なしに振り込む。）を実現する。受給者の手続きを最小限にすることで、受給者の負担削減を目指す。	自動償還事務の実施	2022：試験運用・本稼働										
	3-3	10	街づくり	橋梁定期点検事務の見直し	全ての橋りょうの定期点検を委託により実施しており、多額の費用を要しているため、構造的に専門性の低い橋梁については、直営点検により事業費の縮減を図る必要がある。	神奈川県市町村版点検要領に基づき、橋梁定期点検事務の一部を職員で実施する。	橋りょう数90橋のうちBOXカルバートの25橋の点検を実施する。	2022：5橋 2023：5橋 2024：5橋	B	B								
	4-1	11	企画	行政評価の実施	総合計画に定めた「将来都市像」の実現のため、事業の進行管理及び新たに生じた政策課題への対応を適切に実施するため、定期的に全庁の事業について点検する必要がある。	行政評価（サマーレビュー及び事務事業評価）を毎年実施する。（併せて、行政改革ヒアリングを実施する。）	行政評価の実施	2021～2024：実施	B	B								
	4-2	12	企画	町民カレンダーの見直し	現在、カレンダーの一部にプラスチック製品を使用しているが、環境への配慮・コスト削減という観点から見直す必要がある。	ゼロカーボンシティを表明していることを踏まえ、「環境への配慮」・「コスト削減」という視点での見直しを実施する。	・製作経費の10%削減（対前年比） ・環境に配慮した仕様への変更	2021：実施										
	4-2	13	企画	各種講座の連携・統合	町民向けに開催している各種講座について、趣旨や対象・手法が似通っており統合が検討できるものがある。また、異なる所管課間での連携により、事業効果が深まるものもある。 他方、講座の連携・統合を進めるにあたり、所管課間の情報共有体制に課題がある。	各所管課が開催する講座事業について、庁内での情報共有を進め、講座事業の連携・統合を促す。	講座事業の連携・統合の数 各年1事業	2021：実施	B	C								

区分	視点	番号	所属	取組項目	取組背景・目的	取組内容	達成指標	実施計画	実施結果						効果額（千円）		成果	備考
									19	20	21	22	23	24	合計額	内訳		
	4-2	14	窓口	駅前窓口コーナーの適正な運営	町民の利便性向上のため、開成駅近くに開設した駅前窓口コーナーだが、令和元年10月からコンビニ交付サービスを開始したこともあり、コンビニ交付サービスや駅前窓口コーナーの利用状況を踏まえ、開所時間等について、費用対効果の面も含めて見直しを検討する必要がある。	コンビニ交付サービスや駅前窓口コーナーの利用状況を踏まえ、開所時間の縮減や取扱業務について、費用対効果の面も含めて見直しを検討する。	開所時間の縮減等の実施	2022：9月末に閉所		B								
	4-2	15	環境	キエーロ設置補助事業の見直し	可燃ごみの減量化を図る事業として推進し人口増加の中で住民一人当たりの可燃ごみの処分量を抑制し、可燃ごみの総量を微増にとどめている。 しかし、導入から9年が経過し、住民の減量化に対する意識が高まり、補助事業としての役割を果たしたため、事業の位置づけを見直す必要がある。	令和6年度の補助事業廃止を念頭に町民に活用を促す。	補助事業の廃止	2024：補助事業廃止	C	B								
	4-3①	16	防災	地域防災リーダーの活躍の場の拡大	町全体の防災力を高めるため、2017年度新たに地域防災リーダーの認定制度を創設し、各地区2名以上を配置する。今後、同制度が実効性のあるものとなるよう、各地区への定着を図る必要がある。	地域防災リーダーを各地区2名以上配置する。	全自治会に2名以上地域防災リーダーを配置	～2022：14自治会	B	C								
新規	4-3①	17	生涯	町民センター図書室のボランティアの募集と活用	キッズライブラリーができ、町民活動サポートセンターの登録団体へボランティアの活動機会を提供できるようになった。	町民センター図書室ボランティアを募り、おはなし会での読み聞かせなどを支援してもらう。	ボランティアグループによる読み聞かせ等の事業展開の実現。	2022：ボランティア募集、登録。 2023：ボランティアによる事業実施。 2024～：支援内容の拡充を検討。										
	4-3③	18	産振	各種イベントの運営体制の見直し	町で実施している各種イベントについて、規模拡大に伴って職員負担が増大している。 また、町のイベントへの関与が強いことから、町民・団体がイベントを主体的に運営する意識が醸成されていない。イベントを今後も持続可能な体制で運営していくため、現行の町主導による運営体制を見直す必要がある。	町が主導で行う各種イベントの運営体制を見直し、団体等に分散化して実施できるようにする。 ＜検討の方向性＞ ・あじさいまつり 出店関係を団体に担っていただくよう調整する。 ・納涼まつり 出店関係を団体に担っていただくよう調整する。 ・阿波おどり 団体へ運営事務の分散化を調整する。 ・ひなまつり 瀬戸屋敷イベントとして運営を担っていただくよう調整する。	左記4つのイベントについて、それぞれ関係団体と調整の上、事務を分散化する。	2022～2024：イベントごとの現状と課題を整理したうえで関係団体との調整を行う。 ・あじさいまつり、納涼まつりについては一部事業について分散化を実施。（2022年以降同様） 2023：阿波おどり及びひなまつりの一部事業について分散化を実施。 2023：あじさいまつり、納涼まつり、阿波おどりについては、出店関係の事業を関係団体に移行。 ・ひなまつりは瀬戸屋敷事業として、指定管理者及び婦人会が事業を実施。	B	C								
新規	4-4	19	子育て	駅前子育て支援センターの土曜開所日の増	現在土曜日は月２回開所しているが、毎週開所とすることにより、開所している週かの確認を不要とすることで、土曜日に利用しやすい子育て支援センターとする。	利用実績をもとに土曜日の開所形態について検討し、令和5年度以降分の公募型プロポーザルを契機として、開所日の見直しを実施する。	毎週土曜日開所の実施	2022：土曜日開所形態の検討及び公募型プロポーザル実施 2023：毎週土曜日開所										

区分	視点	番号	所属	取組項目	取組背景・目的	取組内容	達成指標	実施計画	実施結果						効果額（千円）		成果	備考
									19	20	21	22	23	24	合計額	内訳		
新規	4-4	20	子育て	各種健診受診率の向上	1人の町民に対し根拠法令及び所管課が異なるため別々に通知されている健診の案内を、町民の視点でまとめることで、受診率の向上を図る。	根拠法令及び所管課が異なる国保特定健診、後期高齢者健診、がん検診等について、受診券を町民の視点でまとめ通知案内するために関係課で検討する。	当該年度町民が受診できる健診の受診券をの統一をする。	2022関係課での案内方法の検討 2023：統一した受診券通知										
新規	4-4	21	福祉	声の広報の見直し	おしらせ版の音声訳を音声訳ボランティアに依頼している。他方で広報とおしらせ版をインターネット上で読み上げる機能がある。	社会福祉協議会、かいせい音声訳ボランティアの会、福祉介護課、企画政策課にて協議し、視覚障害者に向けたサービスの検討。	視覚障害者向けサービスの決定	2022：視覚障害者向けサービスの決定										
新規	4-4	22	福祉	申請書等の性別欄見直し	令和4年4月1日に開成町パートナーシップ宣誓制度創設（予定）。制度対象者には性別欄の記載に抵抗を感じる方もいるため、不要な性別欄について見直しを図る必要がある。	自分らしい生き方ができる社会の実現に向けた取り組みの一環として、受領・配布する様式において不要な性別記載欄は廃止または改定等見直しを図る。	町の裁量により変更可能な申請書等の性別欄の廃止及び記載方法の見直し	2022：町内調査及び廃止と見直し										
新規	4-4	23	福祉	町単独事業（福祉タクシー利用助成、重度障害者年金、自動車燃料費助成）の見直し	町単独事業として実施している福祉タクシー利用助成、重度障害者年金、自動車燃料費助成について対象者や金額等課題となっている。	福祉タクシー利用助成、重度障害者年金、自動車燃料費助成の見直し、改定の検討。	改定された補助事業の整備	2022：該当者調査、当事者団体等の意見聴取、他団体調査 2023：単独事業の見直し、創設 2024：改定補助事業の実施										
	4-4	24	生涯	町民センター図書室の貸出冊数の見直し	長引くコロナ禍で図書室に来室する機会や利用時間の短縮につなげるために、現在の貸出冊数を１人４冊から６冊に増やす。	現図書システムを改修し、貸出冊数を増やす。	貸出冊数の増加	2022～2024：図書システムの更新時または図書カード作成時までに貸出冊数を増やす。規則の改正。										オンライン予約への対応は実施済み。
新規	4-4	25	生涯	町民センター図書室の開室時間の見直し	現在、10時に開室しているが、多くの図書館は9時台に開館している。多くの子どもや親子連れにキッズライブラリーを利用してもらうために、昼間の開室時間を早める。	図書室職員の勤務時間及び勤務体制を見直す。	町民センター図書室の開室を9時台にすること。	2022～：図書職員との調整。規則の改正。										